

《工事請負契約に関する届出書類一覧》

[令和7年4月1日施行]

1. 契約の保証について

契約金額が**500万円以上**の場合に必要となります。契約金額の10分の1以上の金額を保証する次に掲げるうちの一つを契約締結までに提出（納付）する必要があります。

① 契約保証金の納付
② 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
③ 銀行又は保証事業会社の保証
④ 公共工事履行保証証券（いわゆる履行ボンド）による保証
⑤ 履行保証保険契約の締結

2. 建設リサイクル法関係

対象工事の規模に応じ、契約締結の前に省令で定める様式により届出が必要となります。
（届出書の記載内容については、工事主管課の監督職員による確認が必要となります。）

工 事 の 種 類	規 模 の 基 準
建築物の解体工事	床面積の合計 80 ㎡以上
建築物の新築・増築工事	床面積の合計 500 ㎡以上
建築物の修繕・模様替工事	請負代金の額 1 億円以上
その他工作物・土木工事	請負代金の額 500 万円以上

3－1. 着手に当たっての届出

契約締結後、次の届出が必要となります。提出先は工事主管課の監督職員です。

届 出 書 類	提 出 す る 時 期
① 工事着手届	10 日以内 提出年月日が着手日を過ぎることのないようにしてください。
② 現場代理人・主任（監理）技術者選任届	
③ 選任技術者の資格証及び雇用関係が確認できるものの写し	
④ 工程表	
⑤ 請負代金内訳書（ 法定福利費が明示されたもの ）	
⑥ 建設労災補償共済加入証明書等（法定外労災）の写し	1 か月以内（電子申請方式の場合は 40 日以内）
⑦ 建設業退職金共済制度の掛金収納書 （契約金額 500 万円以上の場合）	

3－2. 着手に当たっての留意事項

（1）技術者の適正配置について

建設業法に規定している次の事項を遵守してください。

① 建設業の許可を受けている建設業者は、元請、下請を問わず請け負った建設工事を施工するとき、その工事現場における技術上の管理をつかさどる者として、必ず「主任技術者」を配置すること。
② 契約金額が 4,500 万円（建築一式工事については 9,000 万円）以上の建設工事を施工するに当たっては、工事現場ごとに 専任 （他の工事と兼任できない）の「主任技術者」を配置すること。
③ 営業所技術者及び特定営業所技術者は、「監理技術者制度運用マニュアル」（平成 16 年 3 月 1 日国総建第 316 号 総合政策局建設業課長から地方整備局建政部長等あて）に規定の条件を満たす場合は、当該工事の主任技術者又は監理技術者となることができる。

④ 下請負契約の請負代金の合計が 5,000 万円（建築一式工事については 8,000 万円）以上（特定建設業許可業者に限る。）となる場合は、主任技術者に代えて専任の監理技術者を配置すること。
⑤ 公共工事における専任の監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を受講した日の属する年の翌年から起算して 5 年以内（選任されている期間中のいずれの日においても講習を受講した日の属する年の翌年から起算して 5 年を経過することがないこと）の者から専任されていること。 また、当該建設工事に係る職務に従事しているときは、常時監理技術者資格者証を携帯していること。
⑥ 共同企業体における技術者は、下請負契約の請負代金の合計が 4,500 万円（建築一式工事については 7,000 万円）以上となる場合は、原則として代表者が監理技術者を専任で配置すること。他の構成員については、国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。
⑦ 現場代理人は、主任技術者（監理技術者）と兼ねることは可能だが、工事現場に常駐しなければならないため、契約金額が少額であっても、他の工事と兼ねることができない。 ただし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、常駐を要しないこととすることができる。

（2）配置する技術者の資格について

主任技術者の資格は、一般建設業の専任の技術者の資格と同一です。また、監理技術者資格者証の手続を行うためには、1 級施工管理技士等の国家資格等が必要です。

（3）労働保険制度及び建設労災補償共済制度への加入について

建設労働者の労働福祉の向上を図るため、労働者災害補償保険法による労働保険制度への加入はもとより、この法定労災補償制度を補完する法定外労災補償制度へ加入する必要があります。

工事請負契約の締結後、財団法人建設業福祉共済団の建設労災補償共済加入証明書、その他の共済・保険制度の加入を証する書面の写しを 10 日以内に提出してください。

（4）建設業退職金共済制度への加入等について

建設労働者の労働福祉の向上を図るため、建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付しなければなりません。

① 契約金額が 500 万円以上の工事請負契約を締結した場合は、建設業退職金共済制度の発注者用掛金収納書を 1 か月以内（電子申請方式の場合は 40 日以内）に提出してください。 ただし、この制度の対象労働者を雇用しない等の理由により、収納書を提出できない場合は、その理由を書面により申し出してください。
② 請負工事が完成した場合は、工事完成届とともに建退共証紙貼付実績書（秋田県様式に準ずる）を提出してください。

◎工事請負契約に関する届出書類について不明な点は下記担当へお問い合わせください。

潟上市総務部総務課管財班

電 話 018-853-5380 FAX 018-853-5211

E-mail kanzai@city.katagami.lg.jp